

須賀川市オープンデータ基本方針

令和2年2月20日 制定

1 オープンデータ推進の目的

この方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」等を踏まえ、須賀川市が保有する公共データをオープンデータとして公開することにより、次に掲げる目標を達成するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データが2次利用可能な形で公開されることで、市民は行政に関して、自ら又は民間のサービスを通して、十分な分析及び判断を行うことが可能となるため、行政の透明性が高まり、本市への市民の信頼を高めることができる。

(2) 公共データの共有及び協働による地域課題の解決

公共データの共有により、市民主体の創意工夫を生かした多様なサービスが提供され、市民及び事業者との情報共有が促進されることから、市民の行政への関心が高まり、市民協働が促進される。また、協働による地域課題の解決、コミュニティの活性化に向けた新たな取組等が期待できる。

(3) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、市民又は事業者が主体の新しいサービスが創出されることにより、市民生活の利便性が向上する。

(4) 情報公開の総合的な推進

本市が保有する公共データをオープンデータとして市民からの開示請求を待つことなく公開し、市民が必要な情報へ容易にアクセスできるようにすることで、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、公正で開かれた行政の実現を目指す。

2 オープンデータの定義

本市におけるオープンデータは、市が保有する公共データを誰もが無償で利用できるよう、コンピュータでの機械判別と二次利用が可能な利用規約に基づき、C S V形式等の、特定のアプリケーションに依存しない形式によるデータの公開を原則とする。

ただし、エクセルファイルやP D F形式など、機械判別が難しいデータ形式であっても、公開可能である場合は対象とする。

3 基本原則

オープンデータの推進における基本原則は次のとおりとする。

- (1) 市が保有する公共データを積極的に公開する。
- (2) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に努める。
- (3) 可能な限り機械判別が可能な、二次利用が容易な形式で公開する。
- (4) 個人情報が含まれるデータは対象外とする。
- (5) オープンデータ化する情報は、営利又は非営利問わず、すべての人が利用可能とする。
- (5) オープンデータの取組への費用対効果、業務負担等を十分考し、効率的に取組を進める。

4 方針の改訂

本方針は、今後の国等における検討及び技術の発展等を踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

5 二次利用のルール

オープンデータとして公開する公共データは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な理由があるものを除き、二次利用を認める。

オープンデータの公開には、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{※1}」を使用し、その中でも二次利用及び商業利用を認める「CC-BY^{※2}」による公開に努める。

本市が保有する情報のうち、本市以外の第三者より取得した情報をオープンデータ化する際は、その可否、範囲、利用条件等の特定は当該情報を提供した第三者の判断によるものとする。また、当該データの二次利用が認められるよう、当該第三者との間で可能な限り同意を得るよう事前に調整を行うものとする。

6 注意事項及び免責事項

オープンデータとして公開する公共データは、最大限の注意を払い作成を行うが、その内容の正確性、有用性等を完全に補償するものではない。また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により、第三者が何らかの損害を被った場合、本市は責任を負わない。

※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

インターネット時代のための新しい著作権ルールで、国際的に利用されているパブリック・ライセンスのひとつ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に利用可能です」という意思表示をするためのツール。

※2 CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中で、最も利用を制限しないライセンス。このライセンスで公開されているデータは、作者の氏名やタイトルなどを表示することを条件とし、改変や営利目的での二次利用を行うことができる。